

共済だより

令和元年10月発行 No.203



『全国唯一の「かこさとし氏」監修の武生中央公園』（越前市）

主な内容

マイナンバーカードの取得促進について……………	2
令和元年10月からの退職等年金給付の基準利率について…	3
障害の状態になったときの年金は？～在職中でも年金を受給できます！～	4
医療費の推移……………	6
養育特例の手続きは お済みですか？……………	8
特定健康診査はもう受診されましたか？……………	11
ジェネリック医薬品差額通知をお送りします……………	12
家庭用常備薬品を特価にて斡旋します！……………	12
アイススケート・スキーリフト利用助成……………	14
冬のボーナスは組合員貯金へ……………	15
貸付事業からのお知らせ……………	16
エル・サポート・福井からのお知らせ……………	18

福井県市町村職員共済組合

ご家族の皆さんと一緒にご覧ください。

あなたはもう
持っていますか?

マイナンバーカードの取得促進について

令和元年5月22日に交付された「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、令和3年3月からマイナンバーカードを健康保険証として利用できる仕組みが本格実施される予定です。

これに向けて、令和元年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、マイナンバーカードの健康保険証利用を着実に進めるため、「国家公務員や地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進する」こととされました。

総務省からの要請に基づき、組合員及び被扶養者のマイナンバーカード取得を推進するため、各地方公務員共済組合は、氏名・住所・生年月日・性別を印字した交付申請書(※)を作成することになり、当組合においても、所属所を通じてみなさまに交付申請書をお届けしたところです。

まだマイナンバーカードを持っていない組合員とその被扶養者のみなさまには、この機会に交付申請・取得をお願いします。

(※) 氏名・住所・生年月日・性別を印字したマイナンバーカードの交付申請書を作成するにあたり、当組合が保有する個人情報を利用していますが、組合員証等の機能をマイナンバーカードに付与することを前提としていることから、「組合員等資格調定業務」にあたり、福井県市町村職員共済組合個人情報保護に関する規程細則の個人情報の利用目的の範囲内であるとして取り扱います。



マイナちゃん

<お問合せ先 健康管理課>



全国唯一の「かこさとし氏」監修 武生中央公園

武生中央公園は、日本を代表する絵本作家かこさとし氏の監修をいただき整備しました。「遊び」を通して「学ぶ」ことの楽しさを知ってほしいという、かこ氏の子もたちへの思いがたくさん詰まった公園です。公園内の至るところに、遊びながら学べる仕掛けが散りばめられています。大型複合遊具「からすのパンやさんのかざぐるま塔」や、トランポリン遊具「だるまちゃんとかみなりちゃんのふわふわ雲」は子どもたちに大人気です。また市文化センター西側壁面に描かれた「越前山歌」も見ごたえがあります。

青空の下で、自然を感じながら、武生中央公園で素敵な時間を過ごしてみませんか?

(令和元年8月31日現在)

お問合せ先

総務企画課 0776-52-7300

健康管理課 0776-52-7301

年金課 0776-52-7303

越路 0776-77-3151

組合の状況

組合員数	9,340 人
(男)	5,265 人
(女)	4,075 人
任意継続組合員数	93 人
被扶養者数	7,384 人
平均標準報酬月額(短期)	363,435 円
(厚年)	356,070 円
(退年)	356,358 円

令和元年10月からの 退職等年金給付の基準利率について

退職等年金給付(年金払い退職給付)に関する基準利率については、毎年9月30日までに当年10月から翌年9月までの率を、地方公務員共済組合連合会の定款で定めることとされています。

これとあわせ、基準利率を算定基礎とする終身年金現価率及び有期年金現価率も変更されます。

今般、地方公務員共済組合連合会の定款が変更され、令和元年10月から令和2年9月まで適用される率が定まりましたのでお知らせします。

なお、本年は、基準利率が0.06%で昨年と同様の値となったため、有期年金現価率は数値が変わりませんでした。終身年金現価率については、算定時に用いる死亡率に変動があったため、数値に変動がありました。このため、終身退職年金の額が変わる場合があります。

1

基準利率

0.06%



2

年金現価率

終身年金現価率		
年齢	H30.10～ R1.9	R1.10～ R2.9
60歳	27.154816	27.094485
65歳	22.824757	22.851867

有期年金現価率		
支給 残月数	H30.10～ R1.9	R1.10～ R2.9
120月	9.969571	9.969571
240月	19.879521	19.879521

※上記以外の年金現価率については「[地方公務員共済組合連合会](#)」のホームページでご確認ください。

基準利率、終身年金現価率、有期年金現価率等に関する情報の詳細は[こちら](#)

<http://www.chikyoren.or.jp/>

トップページの「年金払い退職給付制度」からご覧いただけます。

地方公務員共済組合連合会

検索

在職中でも
年金を受給できます!

障害の状態になったときの年金は?

障害厚生年金は、組合員である間に初診日がある病気やけがが原因となつて、障害等級が1級・2級または3級に該当する障害の状態になり、かつ保険料納付要件を満たしているとき(※)に支給されます。

なお、障害等級が1級または2級に該当する程度の障害の状態になったときは、原則として国民年金制度の障害基礎年金も支給されます。

(※)初診日の前々月までの保険料納付済み期間および保険料免除期間を合算した期間が、被保険者期間の3分の2以上あること。

ただし、初診日が2026年4月1日以前の場合は、初診日の前々月までの1年間に保険料の滞納がなければ、保険料の納付要件を満たすことになります。



障害厚生年金の支給要件

次のいずれかに該当する場合、障害厚生年金が支給されます。

① 障害認定日において障害の状態にあるとき

組合員である間に初診日(注1)があり、かつ、障害認定日(注2)において、障害等級が1級、2級または3級に該当する程度の障害の状態(注3)にあるとき

② 障害認定日後に障害の状態になったとき(事後重症制度)

障害認定日において、障害等級が1級から3級に該当する程度の障害の状態になかった人が、その後65歳に達する日の前日までの間に、その傷病により3級以上に該当する程度の障害の状態になったとき

③ 他の障害と併合して初めて該当するとき(基準障害制度)

組合員である間に初診日のある傷病による障害「基準傷病」と、その他の傷病(基準傷病の初診日以前の傷病に限る。)による障害とを併合して、障害認定日以後65歳に達する日の前日までの間に、障害等級が1級または2級に該当する程度の障害の状態になったとき

(注1)初診日とは、その傷病について初めて医師または歯科技師の診療を受けた日をいいます。

(注2)障害認定日とは、初診日から起算して1年6月を経過した日。または、その期間内に傷病が治った日またはその症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至った日(※障害認定日の特例)をいいます。

(注3)障害等級1級から3級に該当する程度の障害の状態については、県から交付される身体障害者手帳等との等級とは異なり、厚生年金保険法及び国民年金法で定められた認定基準をいいます。

障害厚生年金の受給資格



下記のフローチャートをご参照ください。

病気やけがをして初めて医師の診療を受けた日(初診日)は共済組合の組合員期間中ですか?

はい

初診日から1年6月が経ちましたか?

はい

共済組合 年金課までご相談ください

いいえ

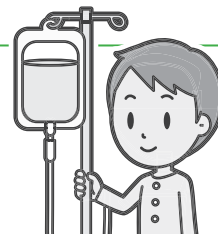
初診日から1年6月経過

初診日当時の実施機関にお問い合わせください

いいえ

障害認定日の特例について

原則として、初診日から1年6月を経過した日を障害認定日としていますが、次の場合、障害認定日の特例として、初診日から1年6月を経過していなくても障害認定日とすることとなっています。



- ① 人工透析を行っている場合は、透析開始から3月を経過した日
※初診日から1年6月経過した日より後となる場合は、1年6月経過した日が障害認定日となります。
- ② 人工骨頭または人工関節を挿入置換した場合は、挿入置換した日
※人工骨移植術、骨切り術は障害認定日となりません。
- ③ 心臓ペースメーカー、人工弁、ICD(植え込み型除細動器)、CRT(心臓再同期医療機器)、CRT-D(除細動器機能付き心臓再同期医療機器)を装着した場合は、装着した日
- ④ 人工肛門を造設または尿路変更術を施した場合は、施術の行われた日から6月経過した日
- ⑤ 常時(24時間)の在宅酸素療法を施行中の場合は、在宅酸素療法を開始した日
※必要時に行うものは障害認定日となりません。
- ⑥ 脳血管障害による機能障害の場合は、初診日から6月経過日以後に、医学的観点から機能回復がほとんど望めないと認められるとき
- ⑦ 胃ろう等の恒久的措置を実施した場合は、初診日から6月経過日以後に、日常の用を弁することができない状態であると認められたとき

など、特例がありますので、共済組合までご連絡ください。

<お問合せ先 年金課>

共済組合事務担当者会議を開催しました

7月23、25日に、県内2会場において共済組合の実務担当者を対象とした共済組合事務担当者会議を開催しました。

嶺北、嶺南併せて34所属所、53人の担当者に参加いただき、各事業の事務手続き上のポイントや改正点を中心に説明させていただきました。

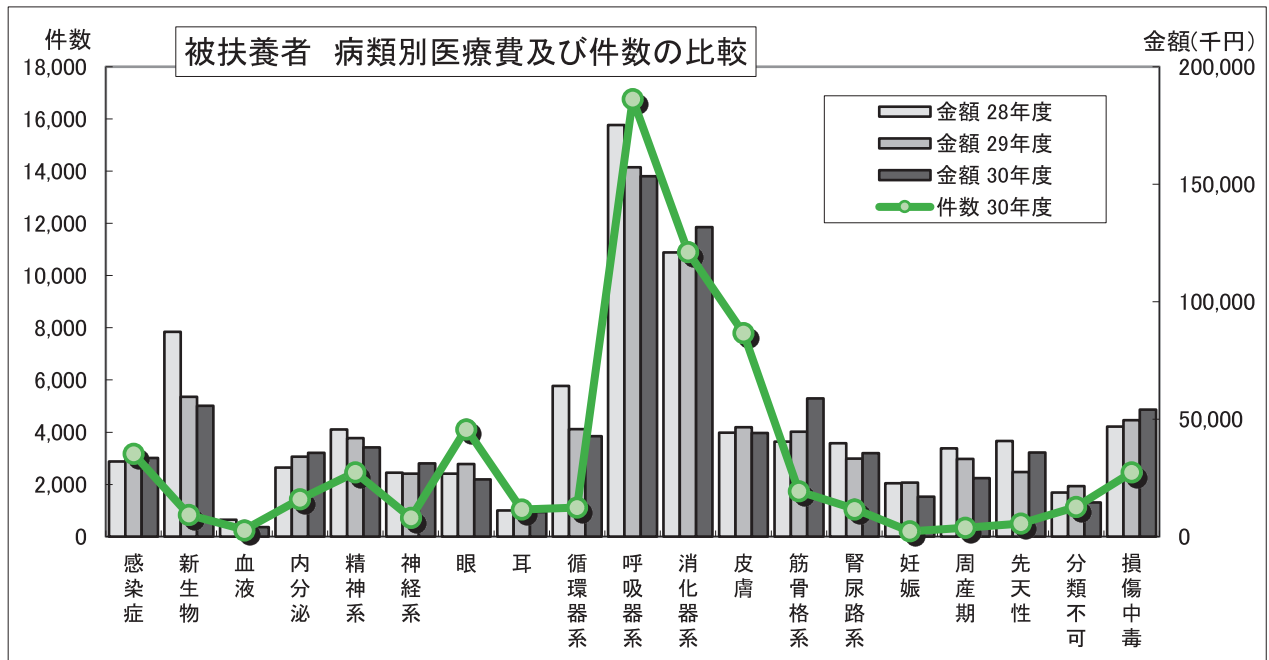
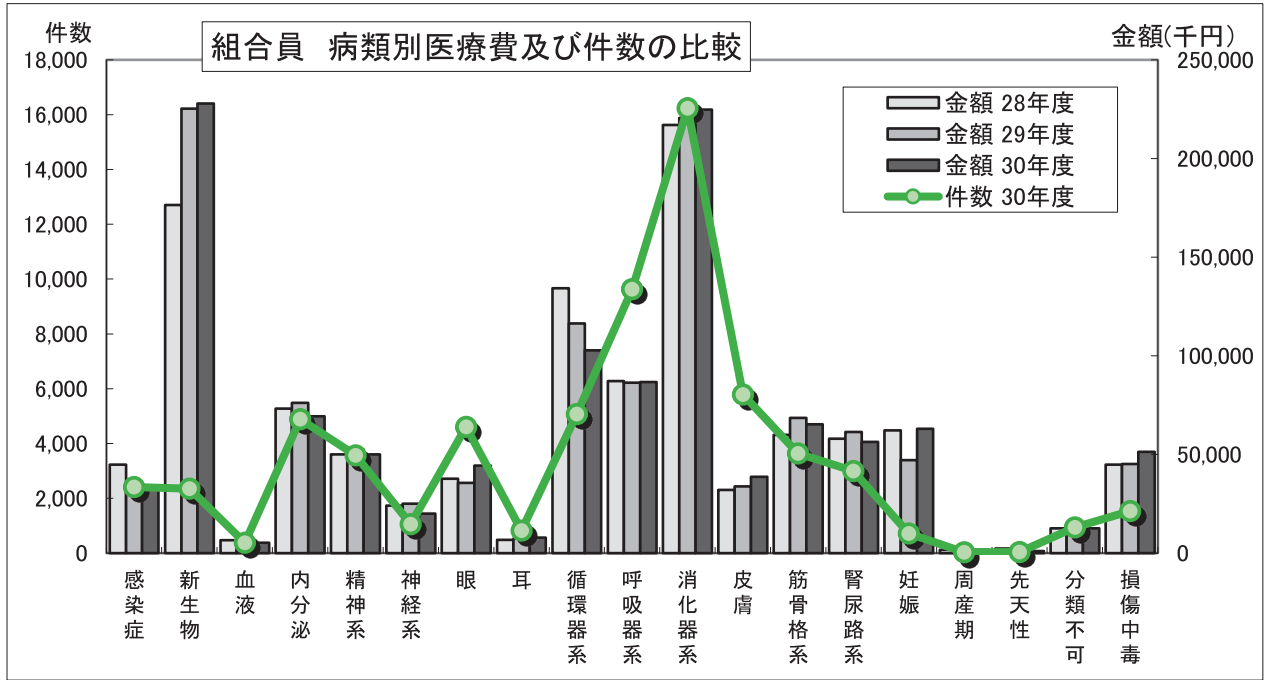


医療費の推移

組合員本人、被扶養者ともに増加

平成30年度の病類別医療費の順位をみますと、組合員は1位 新生物、2位 消化器系、3位 循環器系、被扶養者は1位 呼吸器系、2位 消化器系、3位 筋骨格系となっています。

平成30年度の医療費(保健給付)は前年度に比べ、約1.3%(2,500万円)増加しました。



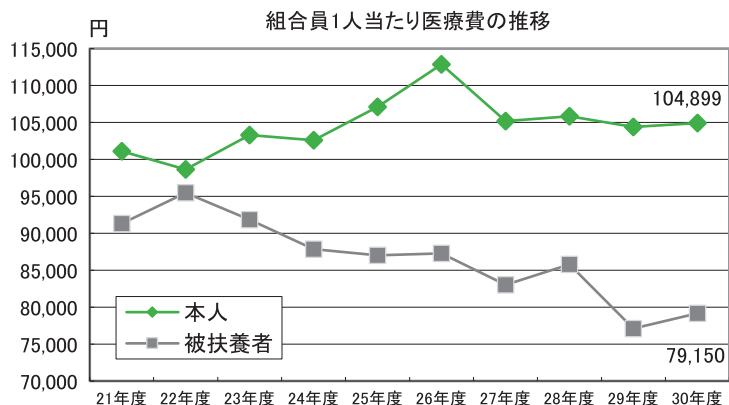
主な疾患・症状	新生物	胃癌・大腸癌・乳癌・肺癌・白血病・良性新生物	循環器系	高血圧・心筋梗塞・心不全・脳梗塞・脳内出血
	呼吸器系	急性鼻咽頭炎(かぜ)・肺炎・アレルギー性鼻炎・喘息	消化器系	う蝕(むし歯)・歯周疾患・胃炎・胃潰瘍・肝炎・膵炎・胆石
	筋骨格系	腰痛症・神経痛・骨粗鬆症 慢性関節リウマチ・五十肩	損傷中毒	骨折・熱傷・外因の影響による損傷

組合員1人当たり医療費

1年間の総医療費を平均組合員数で除した金額です。

前年度に比べ、本人が0.5%、被扶養者は2.7%増加しました。

特に、被扶養者の入院による医療費が14.6%と大きく増加しています。

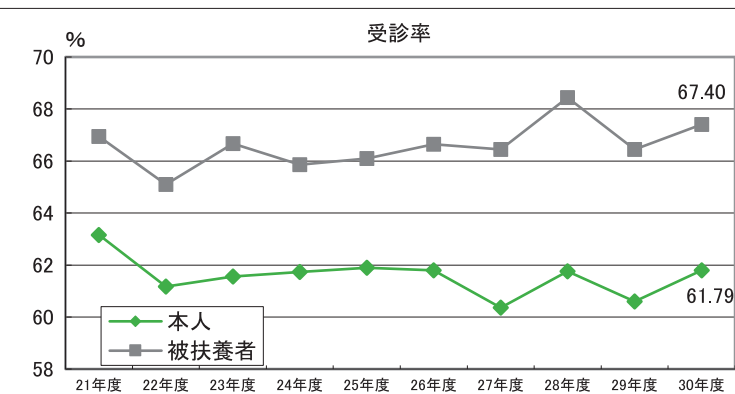


医療費の三要素

受診率の推移

受診率は、年間の受診件数を年間延べ組合員数(被扶養者は被扶養者数)で除した割合です。

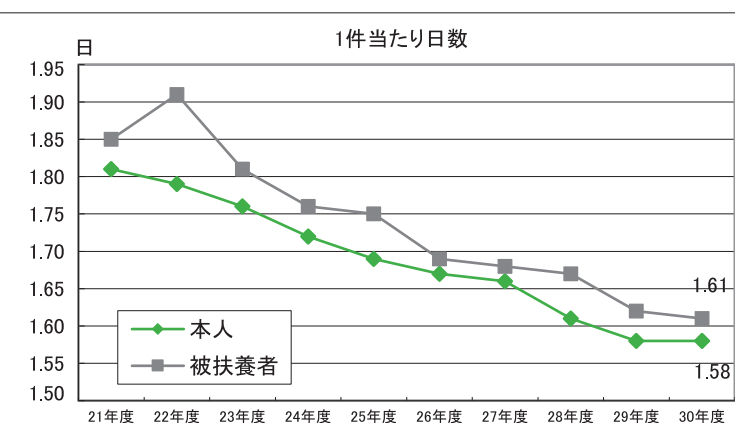
前年度に比べ、本人、被扶養者ともに増加しました。



1件当たり日数の推移

本人、被扶養者ともに減少傾向にあります。

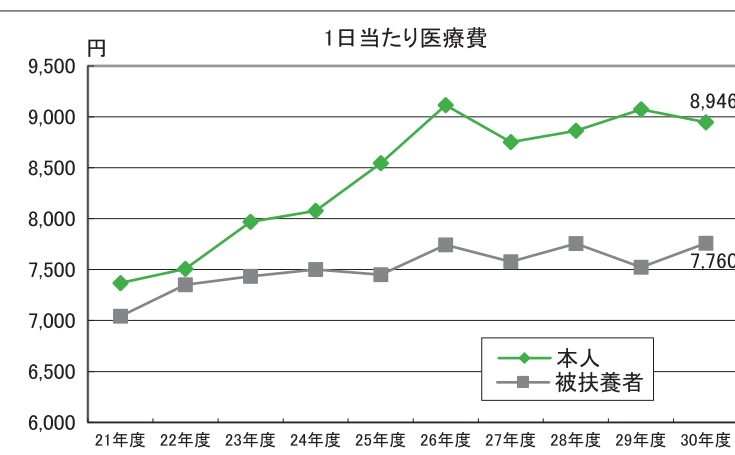
特に入院は、医療技術の進歩や政策により短期化しています。



1日当たり医療費の推移

前年度に比べ、本人は減少、被扶養者は増加しました。

10年の動きをみると本人、被扶養者ともに増加傾向にあります。



令和元年度7月までの医療費(保健給付)は前年度同期と比べ9.1%増加しています。

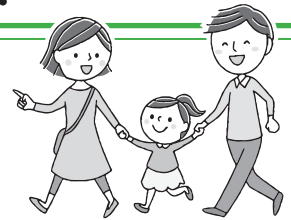
治療が遅れると医療費も多額になる可能性があります。

組合員の皆様におかれましては、早期発見・早期治療にこそご留意いただき、健康診断や人間ドックで精密検査や治療が必要とされた方は必ず病院で受診しましょう。

<お問合せ先 健康管理課>

養育特例の手続きは お済みですか？

「養育特例」とは、3歳未満の子を養育している組合員の標準報酬月額が、養育開始日の前月(基準月)の標準報酬月額(=従前標準報酬月額)よりも下回った期間において、将来年金を算定する際に、従前標準報酬月額に基づき算定できる特例制度です。



◆ 申出が必要です!

養育特例を受けようとする場合には、組合員本人からの申出が必要です。
申出書の様式は、各所属所の共済組合事務担当課(総務課・職員課など)で入手してください。

◆ 時効があります! (2年)

養育特例は、申出から2年まで遡って適用することができます。たとえば、平成29年10月時点で養育特例の対象となっている場合、令和元年10月末までに申請書の提出がなければ、平成29年10月は、時効により養育特例の対象外となってしまいますので、ご注意ください。

◆ 掛金(保険料)・短期給付の算定は実際の標準報酬月額で…

養育特例は、あくまで、将来年金の額を算定する際に、実際の標準報酬月額を従前標準報酬月額に置き換えて適用させるものです。そのため、毎月の短期掛金や厚生年金保険料などは、実際の標準報酬月額に基づいて徴収されます。養育特例の申請をしたからといって、掛金等の額が従前標準報酬月額に基づいて算定(増額)されるわけではありません。

また、短期給付・各種手当金についても、実際の標準報酬月額に基づいて算定されます。

※対象となる子の人数によっても取扱いが異なりますので、まずは、共済組合事務担当課又は共済組合健康管理課までお問い合わせください。

育児休業手当金・介護休業手当金の上限額について

育児休業手当金及び介護休業手当金につきましては、それぞれの計算式に基づき給付日額(1日あたりの支給額)を算出します。

ただし、計算に用いられる標準報酬の月額や給付日額には、雇用保険法の規定に準じた上限額があり、雇用保険法が毎年8月1日より変更されることから、この上限額も毎年見直されています。

令和元年8月1日からの上限額については、それぞれ次のとおりです。

区 分	給付日額	
育児休業手当金	育児休業の期間が180日に達するまでの期間の方 ※1	13,832 円
	育児休業の期間が180日を経過した方 ※2	10,322 円
給付上限相当額を超える掛金の標準となる標準報酬の月額		470,000 円

★育児休業手当金

給付日額(1日あたりの支給額)
 ※1 標準報酬の日額 × 67/100
 ※2 標準報酬の日額 × 50/100
 標準報酬の日額 = 標準報酬の月額 × 1/22 (10円未満四捨五入)

区 分	給付日額
介護休業手当金	15,230 円
給付上限相当額を超える掛金の標準となる標準報酬の月額	
530,000 円	

<お問合せ先 健康管理課>

高額介護合算療養費の申請について



医療保険制度と介護保険制度の負担が重複して生じている世帯にあっては、高額療養費等の支給を受けてもなお、重い負担が残っていることがあります。

そこで、医療と介護の1年間の自己負担額(高額療養費等の差し引き後)の合算額に自己負担限度額を設け、その世帯に及ぼす負担の一部を軽減する仕組みが創設されています。

「高額介護合算療養費」の申請の受付は随時行っておりますので、該当される方は申請してください。

● 支給対象期間

毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間

● 支給対象となる方

基準日(7月31日)に医療保険上の世帯(共済組合にあっては、組合員とその被扶養者によって構成される世帯をいいます。)内で、支給対象期間にかかった医療保険と介護保険の両方の自己負担額(高額療養費・附加給付等の差し引き後)の合計が、下表の合算算定基準額を超えた方に支給されます。

● 支給

制度ごとに按分して、医療保険(共済組合)からは「高額介護合算療養費」が、介護保険(市町村)からは「高額医療合算介護サービス費」が支給されます。

所得区分	合算算定基準額(年間における自己負担限度額)	
	70歳未満	70歳以上のみの世帯
標準報酬の月額 830,000円以上	2,120,000円	2,120,000円
標準報酬の月額 530,000円以上790,000円以下	1,410,000円	1,410,000円
標準報酬の月額 280,000円以上500,000円以下	670,000円	670,000円
標準報酬の月額 260,000円以下	600,000円	560,000円
低所得者Ⅱ (市町村民税非課税世帯)	340,000円	310,000円
低所得者Ⅰ (年金収入80万円以下等)		190,000円

※対象となる額には、食費・居住費・差額ベッド代などは含まれません。

自己負担額の合計が
基準額を超える方へ

申請手続きについて

平成30年8月1日から令和元年7月31日までの介護に係る領収書等や当組合が発行する「医療費通知書(医療費のお知らせ)」等を確認のうえ、高額療養費・附加給付等を差し引いた後の自己負担額との集計が上表の額を超える場合は、市町村の介護保険の窓口へ『介護自己負担額証明書』の交付申請を行ってください。共済組合へ的高額介護合算療養費の申請に必要となります。

なお、申請を希望される場合は、事前に共済組合事務担当課又は共済組合健康管理課へお問い合わせください。

協定保養所
休館のご案内

当共済組合の協定保養所である宿泊施設の営業につきまして、下記のとおりお知らせします。

◆休館について **高知共済会館 COMMUNITY SQUARE**(高知県高知市)
令和元年12月9日から12月21日まで外壁修繕のため全館休館

<お問合せ先 健康管理課>

柔道整復師・鍼灸・マッサージの施術を受けるとき

柔道整復師・鍼灸・マッサージの施術を受けるときには、組合員証が使える場合と使えない場合があります。

負傷内容や原因等をはっきり伝えて施術を受けるようにしましょう。



組合員証が使える場合

柔道整復師	急性または亜急性の外傷による打撲、捻挫、挫傷（肉離れ等） 骨折・不全骨折・脱臼（緊急時以外は医師の同意が必要）
鍼灸	神経痛、リウマチ、五十肩、頸腕症候群、腰痛症、頸椎捻挫後遺症等の 慢性的な疼痛 *鍼灸の施術を受けることを認める医師の同意がある場合のみに限られます。
マッサージ	筋麻痺、関節拘縮等（改善などの治療効果が期待できる場合） *マッサージの施術を受けることを認める医師の同意がある場合のみに限られます。

組合員証が使えない場合の例 → 全額自己負担となります

柔道整復師	日常生活のなかの疲れ・肩こり・腰痛 スポーツなどによる筋肉疲労・筋肉痛 病気（リウマチ、五十肩、関節炎など）からくる痛みやこり 脳疾患後遺症などのリハビリ 症状改善のみられない長期の施術 以前負傷した部位の痛み 原因不明の痛みや違和感 加齢による身体の痛み 外科・整形外科で受診中、同時に柔道整復師施術も受ける場合
-------	---

柔道整復師にかかるときは次の点に注意しましょう

◆ 原因を正しく伝えましょう

何が原因でケガをしたのかをきちんと伝えましょう。

また、交通事故など第三者行為で健康保険を使う場合は、共済組合に連絡してください。

◆ 「療養費支給申請書」の内容をよく理解して、必ず自分で署名しましょう

組合員証で施術を受ける場合は、「療養費支給申請書」に署名が必要です。

記載されている傷病名・施術日数・金額を確認して、必ず自分で署名しましょう。

また、領収書も必ずもらうようにしましょう。

◆ 施術が長期にわたる場合は医師の診察を受けましょう

長期にわたって施術を受けても治らない場合は、内科的疾患が原因とも考えられますので、医師の診察を受けることをおすすめします。

施術内容の確認にご協力をお願いします

共済組合では、医療費適正化の観点から、柔道整復師・鍼灸・マッサージの受診に係る施術内容などの確認を「株式会社オクス」に委託しております。施術内容や負傷原因などを皆様に照会させていただく場合がありますので、お手元に照会文書が届いたときには期限までにご回答くださるようご協力をお願いします。

＜お問合せ先 健康管理課＞

40歳以上75歳未満の 被扶養者・任意継続組合員のみなさまへ

特定健康診査はもう受診されましたか？

みなさま、特定健康診査の受診は、もうお済みですか？
お勤め先等での健康診断を受ける機会のない方は、ご自身の健康状態を知っていただくためにも、必ず特定健康診査を受診してください。



組合員のみなさまへ

あなたのご家族(被扶養者)は 健康診断を受けておられますか？

あなたは、あなたの大切なご家族(被扶養者)の健康状態を把握しておられますか？
被扶養者の方は、パート先などで健康診断を受けない限り、あなたのように毎年健康診断を受ける機会がありません。ですから、もしかしたら、元気な笑顔の影に潜む病魔に気付くのが遅れるかもしれません。もし、まだ特定健康診査を受診されていないようなら、ぜひ、あなたから受診を勧めてください。

早期受診でお得なクーポン券を進呈！



特定健康診査は、各自治体が実施する集団健診や、お近くの病院等で受診することができます。(詳細は、受診券に同封したご案内で確認してください。)
なお、当組合では、特定健康診査の受診率向上のため、次の方々にお得なクーポン券を進呈します。

- ① 受診券を使って、健診会場や病院等で2019年4月1日から2019年10月31日までに特定健康診査を受診された方
- ② 人間ドックやパート先などで2018年4月1日から2019年9月30日の間に健康診断を受けた方で健診結果票をご提出いただいた方

なお、クーポン券の進呈には、受診券に同封した
「健トクキャンペーン申込書」の提出が必要となります。

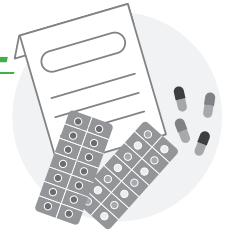
申込期限:2019年11月11日(月)

あなたの健康と、あなたのご家族のために
特定健康診査を無料で受けて、
お得なクーポン券を
ゲットしましょう！

福井県市町村職員共済組合 健トクキャンペーン申込書	
<small>同封のピンク色の返信用封筒にて郵送してください。</small>	
お申し込み いただける方	受診日時点で40～74歳の被扶養者および任意継続組合員で 下記①または②の条件を満たす方
①	受診券を使って、健診会場や病院等で 2019年4月1日から2019年10月31日の間に 特定健康診査を受診された方 ※がん検診のみの受診は対象となりません
②	人間ドックやパート勤務先で 2018年4月1日から2019年9月30日の間に 健康診断を受けた方で健診結果票をご提出いただける方
受診後に、この申込書に 記入してお送りください。	
この申込書にご記入の 上、直近1回分の健診結 果票のコピーを同封して ください。	
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>申 込 期 限</p> <p>2019年11月11日(月)</p> <p>消印有効</p> </div> </div>	

<お問合せ先 健康管理課>

ジェネリック医薬品差額通知をお送りします



共済組合では、医療費の削減のため、ジェネリック医薬品の普及に取り組んでいます。10月頃に、下記の対象者へ、所属所経由で「ジェネリック医薬品差額通知」を送付します。

★ ジェネリック医薬品とは？

新薬(先発医薬品)の特許期間が満了した後に、同じ有効成分・効能で作られる医薬品です。(新薬が効能追加を行っている場合など異なる場合があります。)

★ 通知対象者

今年の4月から6月までの間に調剤薬局でお薬を受け取った方で、自己負担額が一定額軽減する可能性がある方。(対象期間にお薬を処方された方全員に通知するわけではありません。)

★ 通知の見方

共済 太郎 様 (999- 9- 9999- 999999999)				ジェネリック医薬品に切り替えた場合、軽減可能な金額の目安です。				共済 太郎様が平成99年99月処方分をジェネリック医薬品に切り替えた場合			
ジェネリック医薬品のお知らせ								最大 556円 軽減可能です			
平成99年99月 の処方実績								ジェネリック医薬品に切り替えた場合			
薬局/病院名/先発医薬品名	薬価	数量・単位	現状支払額 ※①	ジェネリック医薬品名※②	製薬会社名 ※②	削減可能額 ※③	切替後 支払額				
共済調剤薬局											
〇〇〇錠5	56.80	60.0錠	¥ 1,022	△△△△錠5mg	□□□薬品	¥ 556	¥ 466				

この月に処方されたお薬(先発医薬品)の分で試算しています。薬局または病院ごとにお薬名やお薬代など記載しています。

処方されたお薬(先発医薬品)から切り替えることができるジェネリック医薬品の名称等です。最大3種類記載していますが、他にも切り替えができるお薬が存在することがあります。

処方箋



まずは医師や薬剤師にご相談ください!

症状や薬の種類によっては、ジェネリック医薬品が使用できない場合があります。まずは、医師や薬剤師にご相談ください。



家庭用常備薬品を特価にて斡旋します!

毎回たくさんのお申込みをいただき、ありがとうございます。

今回は、秋から冬にかけて、かかりやすくなるカゼやインフルエンザ予防のための医薬品を取り入れ、100品目を特価にて斡旋いたします。

申込みの方法

共済だよりに折り込みの「家庭用常備薬等斡旋」の申込書に購入数・金額等を記入して、FAXまたは郵送でお申込みください。

申込みの際の注意

- ①「お名前」及び「お届け先住所」は、必ず記入してください。
- ②FAXでのお申込みは、申込書面が裏面にならないように注意して送信してください。

代金の支払方法

商品到着後、同封の振込用紙により、郵便局またはコンビニエンスストアからお振込みください。

申込締切日

令和元年11月14日(木)

今回の新規追加商品

● 商品番号4 ルルカゼブロックα

ルルカゼブロックIBがリニューアルしました。のどの痛みや発熱等かぜの諸症状を緩和します。早く溶けるイブプロフェン配合です。

● 商品番号58 メンタームEXプラスクリーム

かゆみを伴う乾燥肌の治療薬です。かゆみ止め成分が我慢できないかゆみを止め、尿素が保湿機能を高めます。※ステロイド成分は配合していません。

冬の備えに
おひとつ
いかがですか!



<お問合せ先 健康管理課>



被扶養者認定・取消 Q&A



被扶養者認定の取り扱い基準については、『共済だより』でその都度ご案内しておりますが、今回は18歳以上の被扶養者の更新手続きでよくある取り扱いをQ&A形式にしてみましたので、扶養申請手続きの参考にしてください。

Q 妻(44歳)は現在正社員であるが、10月から雇用形態が変わりパート(健康保険の資格喪失)として働くこととなった。10月より月額11万円の労働条件で働くが、年間の収入(1月から12月)が130万円を超えないように、1年のうち2か月(5月と12月)は9万円程度に抑えるつもりである。年間収入は128万円となる見込みであるが、認定することはできるか。

A 被扶養者認定における、年収というのは、申請日時点の収入を将来に向かって計算した見込み額のことをいいます。年間(1月から12月まで)で130万円未満になるように調整するという考え方は税法上のもので扶養認定の基準とは異なります。なお、1年間の収入が結果として130万円を超えなかったとしても、認定基準額を超える賃金で勤務している期間は、年間130万円を超える収入があるものとして取扱うことになります。

したがってこの場合、雇用形態が変更となった10月から1年間の収入で判断することになりますが、月額11万円の労働条件で働く場合は、認定基準額である108,334円を超えているため、1年間の収入が130万円を超える見込み(11万円×12か月で計算)であると判断し、認定することはできません。

資格喪失後等の組合員証・組合員被扶養者証は速やかに返還してください

組合員が退職し組合員の資格を喪失された場合や、被扶養者として認定されている方が、就職などにより被扶養者の資格を喪失された場合には、速やかに「組合員証・組合員被扶養者証」を返還してください。

また、被扶養者の認定更新をされた方についても、更新前の「組合員被扶養者証」を速やかに返還してください。

資格喪失後の組合員証・組合員被扶養者証の取扱いには特に注意が必要です

注意その1

資格喪失後も組合員証・組合員被扶養者証を返還せずに、病院などで使用し受診してしまった場合には、共済組合が医療機関に支払った医療費分を、全額返還していただくことになりますので、十分に注意してください。

注意その2

資格喪失後に病院などで受診することになった場合には、新たに加入した健康保険(全国健康保険協会、国民健康保険等)の保険証を病院の窓口で提示し、「保険証の変更」を申し出てください。

注意その3

新たに加入する健康保険(全国健康保険協会、国民健康保険等)の保険証が交付されるまでの間に病院などで受診することになった場合には、病院などの窓口で「保険証の変更手続き中」であることを申し出てください。

<お問合せ先 健康管理課>



この冬も、アイススケート利用助成・スキーリフト利用助成を下記の内容で実施する予定です。
 詳細につきましては、別途各所属所の共済事務担当課へ通知いたします。
 冬ならではのスポーツを楽しみましょう!

11月1日
オープン予定!

アイススケート利用助成

対象施設	ニューサンピア敦賀 アイススケート場
助成対象期間	2019年11月1日(金)～2020年5月6日(水) 予定
助成内容	組合員及びその家族が、窓口でリフレッシュ施設利用助成券を提出すると施設入場料から助成券1枚あたり500円が差し引かれます。(貸靴料等は助成対象外です。)
利用助成券	2019年4月発行の「リフレッシュ施設利用助成券(500円×6枚)」をお使いください。(再発行はいたしません。)ただし、2020年4月1日以降は、令和元年度の助成券はお使いになれません。

スキーリフト利用助成

予定対象施設	九頭竜スキー場、和泉スキー場、六呂師高原スキーパーク、スキージャム勝山、雁が原スキー場、今庄365スキー場、新保ファミリースキー場、国境高原スノーパーク
助成対象期間	2019年12月1日(日)～2020年3月31日(火) (ただし、営業の状況については各スキー場にお問合わせください。)
助成内容	組合員及びその家族がリフト券を購入する際、販売窓口でリフレッシュ施設利用助成券を提出すると、指定スキーリフト券の料金から助成券1枚あたり500円を差し引いた金額で購入できます。
利用助成券	2019年4月発行の「リフレッシュ施設利用助成券(500円×6枚)」をお使いください。(再発行はいたしません。)

<お問合せ先 健康管理課>

組合員貯金における「マイナス金利」政策の影響について

わが国では、平成28年1月に日本銀行金融政策決定会合で「マイナス金利」政策が決定されて以降、低金利状態が継続しています。

貯金経理の運用資産内容は、毎年「共済だより7月号」でお知らせしておりますが、90%以上が国債・地方債等の債券であるため、マイナス金利の影響は即座には現れません。

しかし、過去に取得した高利回りの債券が満期償還を迎えると、その再運用は現在の金利水準での運用となるため、その影響は徐々に現れます。

そのため、マイナス金利政策が長引くと、貯金事業の安定的運営を図るためには、現在の貯金利率を維持することは難しくなることが想定されます。

今後の組合員貯金利率の設定については、中長期的な資産状況等を勘案し、これまで以上に慎重に設定を行います。

組合員の皆様に少しでも有利な利息を還元し、生活の安定に寄与できるよう、また、安心してご利用いただける貯金事業であり続けるためにも、堅実な運用に努めてまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

<お問合せ先 総務企画課>



冬のボーナスは組合員貯金へ

年利**1.0%**
(半年複利)

いつも組合員貯金をご利用いただきありがとうございます。

冬のボーナスの積立は、賞与から自動的に天引きできる、「賞与積立」がおすすめです!

※利率は、毎年4月に見直し年度間適用しますが、金融情勢等の変動を勘案し、変更する場合があります。



払戻日スケジュール

年末年始の
払戻日に
ご注意ください!

10月から1月までの払戻注意日

払戻日は、毎週「火・水・金」曜日です。

ただし、祝日・年末年始(12月28日から1月5日まで)は払戻ができませんので、ご注意ください。

「払戻請求書」は、払戻日の2営業日前(土日・祝日は除く。)までに共済組合へ提出してください。特に右記の払戻日は、払戻請求書必着日にご注意ください。

払戻注意日	払戻請求書の 当組合必着日
10月15日(火)	10月10日(木)
10月16日(水)	10月11日(金)
10月23日(水)	10月18日(金)
11月5日(火)	10月31日(木)
11月6日(水)	11月1日(金)
12月27日(金)	12月25日(水)
1月7日(火)	12月27日(金)

- 年内最終払戻日は12月27日(金)、払戻請求書必着日は12月25日(水)です。
- 新年の払戻は、1月7日(火)から行いますが、払戻請求書必着日は12月27日(金)となっておりますのでご注意ください。



組合員貯金残高通知書をお届けします

9月末利息計算後の組合員貯金残高を記載した「組合員貯金残高通知書」を、所属所を通じて、組合員の皆様へ10月中にお届けする予定です。(任意継続組合員の方にはご自宅へ郵送します。)令和元年度上半期(平成31年4月～令和元年9月)の入出金状況等を記載していますので、ご確認ください。

★ 組合員貯金残高通知書の見方

利息組入後の残高通知書
※通知書をご送付申し上げますので、ご査収ください。

差引積立額 = 「積立額合計」 - 「払戻金額合計」

税区分	の残高	=	の残高	+	差引積立額	+	税込利息額	-	所得税額
課税	340,741		313,331		340,000		929		188
			0						

現在登録されているあなたの振込先は下記の通りです。

銀行名	〇〇銀行		
支店名	〇〇支店		
預金種目	普通預金	口座番号	1234567
名義人	キョウサイ 知ウ		
(所属所)	(証番号)	(部署)	
123	- 4567	(890)	

お積立等明細					
日付	種別	金額(円)	日付	種別	金額(円)
31.4.19	給与積立	10,000	1.9.27	一部払戻	70,000
1.5.21	給与積立	10,000			
1.6.21	給与積立	10,000			
1.6.28	賞与積立	50,000			
1.7.12	臨時入金	300,000			
1.7.19	給与積立	10,000			
1.8.21	給与積立	10,000			
1.9.20	給与積立	10,000			

(注) 今期中の払出額が積立額より多い場合は、差引積立額がマイナスとなります。

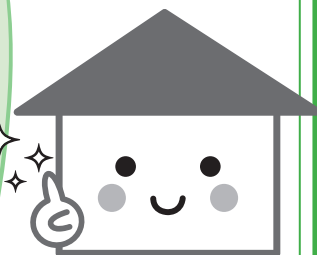
現在、払戻金の振込先となっている登録口座です。間違いがないか確認をお願いします。

<お問合せ先 総務企画課>

貸付事業からのお知らせ

貸付利率
年利1.26%
 (変動金利)

貸付事業は、組合員のみなさんの住宅購入資金や車、生活必需品の購入、入学、修学、結婚、葬祭など、様々な場面でご利用できます。



貸付一覧表（一部抜粋）

貸付種類	貸付事由	
普通貸付	物品の購入で臨時に必要な費用	
住宅貸付	自己居住用住宅の新築・増改築・修繕・購入・宅地購入の費用	
特別貸付	入学貸付	組合員または被扶養者（被扶養者でない子を含む。）の入学に要する費用
	修学貸付	組合員または被扶養者（被扶養者でない子を含む。）の就学に要する費用
	結婚貸付	組合員または子、孫もしくは兄弟姉妹の結婚に要する費用
	葬祭貸付	組合員の配偶者、子、父母もしくは兄弟姉妹または配偶者の父母の葬祭に要する費用

※ 貸付利率は、退職等年金給付の基準利率に伴い変動します。

令和元年10月から退職等年金給付の基準利率が据え置かれることから、貸付利率の変更はありません。

※ 貸付申込方法等の詳細については、共済組合までお問い合わせください。HPでも確認いただけます。

住宅貸付は
 抵当権設定
不要

要望に応じて
手数料なしで
 繰上償還

返済は安心の
給与天引

「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」発行のお知らせ

租税特別措置法の規定により住宅取得等特別控除を受けられる方を対象として、次の区分により「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を発行します。

① 平成20年1月1日から平成30年12月末日までに住宅貸付等を借り受けた方

令和元年11月中旬頃に、令和元年12月末日現在の未償還(予定)残高を証明した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を、所属所の共済組合事務担当課を経由して送付いたしますので、年末調整にご利用ください。

② 平成31年1月から令和元年12月末日までに住宅貸付等を借り受けた方

令和2年1月中旬頃に、令和元年12月末日現在の未償還残高を証明した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を、所属所の共済組合事務担当課を経由して送付いたしますので、確定申告にご利用ください。

③ 前記に該当しない方で住宅取得等特別控除を受けられる方

前記1、2に該当しない方で「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を必要とする場合は共済組合総務企画課までお問い合わせください。

※ 当組合のデータ管理において、「住宅借入金等特別控除」の適用条件全てを把握することができないため、平成20年1月1日以降に住宅等貸付を受けた方すべてに年末残高証明書を発行しています。「住宅借入金等特別控除」の対象とならない方の証明書も含まれていますので、不要な方は、理由を付して共済組合へお返しく下さい。次年以降は送付しないようにします。

※ 一部または全額繰上償還をした場合は、住宅取得等特別控除を受けられない場合があります。

※ 住宅取得等特別控除を受けるための条件等は、最寄りの税務署で確認してください。

<お問合せ先 総務企画課>

新規加入・更新の時期になりました!

所得補償保険

保険金お支払い事例 3A型(月々3,350円)でご契約の37歳Aさんの場合(月額補償額281千円)の場合

1 階段から転び足首を骨折、2週間入院および自宅療養

- 最初の4日間が入院の場合、最初の4日間もお支払いの対象
- 入院および自宅療養の14日間がお支払対象になります
- $281\text{千円} \times 14\text{日間} / 30\text{日} = 131,133\text{円}$

約13万円
お支払い



2 人間関係のトラブルから「うつ病」で半年間自宅療養

- 就業不能180日間のうち、4日間は支払対象外
- 自宅療養の176日間がお支払対象になります
- $281\text{千円} \times 5\text{ヶ月} + 281\text{千円} \times 26\text{日間} / 30\text{日} = 1,648,533\text{円}$

約165万円
お支払い



募集
スケジュール等

- 申込方法
- ① 新規加入の方は、所属所の共済組合事務担当課でパンフレット一式をお受け取りいただき、添付しました加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、所属所の共済組合事務担当課に提出して下さい。
 - ② 継続加入の方は、内容等変更がある方のみ、パンフレットに添付しました加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、所属所の共済組合担当課に提出して下さい。

申込締切日 令和元年12月13日(金曜日)

保険期間 令和2年4月1日から1年間

団体golfer保険

golfer保険 golferライフを万全の備えで!

「golfer場外」での事故は保険の対象外になります。(ただし、賠償事故についてはgolfer場外でも対象となります。)

「golfer場」とは、golferの練習、または競技を行う施設で、施設の利用については、料金を徴するものをいいます。(パターgolfer等は対象から外れます。)

		年間保険料
補償内容		4,000円
傷害	死亡・後遺障害	190万円
	入院1日につき	2,850円
	通院1日につき	1,900円
golfer用品の損害		12万円
ホールインワン・アルバトロス費用		20万円
賠償責任(自己負担額なし)		1億円

一般
保険料の
5%
引き!

募集
スケジュール等

申込方法 パンフレットに添付しました振込用紙及び加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、振込用紙で保険料を最寄の福井銀行窓口にてお振込みください。加入依頼書は、次の①、②のどちらかでご提出ください。

- ① 継続加入の方は加入依頼書を返信用封筒で郵送して下さい。
- ② 新規加入の方は所属所の共済組合事務担当課に提出して下さい。

申込締切日 令和元年11月8日(金曜日)

保険期間 令和元年12月15日から1年間

令和2年度 新規加入・更新のご案内が始まります! (令和元年11月初旬～)

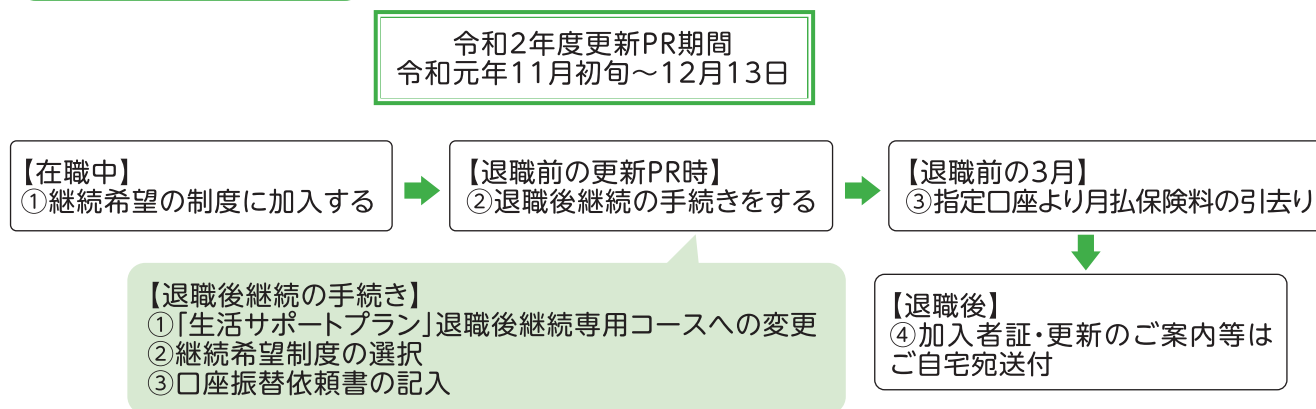
制度内容

制度名称	給付内容	退職後継続
生活サポートプラン	死亡された場合、公的遺族年金の補完として、ご遺族へ長期間年金をお支払いします。また、所定の高度障害状態に該当された場合にもお支払いします。	保険年齢 69歳まで 継続可能
医療保障保険	病気・ケガにより継続して2日以上入院した場合、1日につき3,000円・5,000円・8,000円のうち、ご加入の入院給付金をお支払いします。 ※8,000円については、本人のみの取扱いとなります。	
Wide医療	疾病・傷害による手術給付、7大疾病(三大疾病+所定の生活習慣病)(注)による入院・手術給付、女性疾病での入院・手術給付等を幅広く補償します。 (注)三大疾病とはがん、急性心筋梗塞、脳卒中、所定の生活習慣病とは糖尿病、高血圧性疾患、腎臓病、肝臓病を指します。	
三大疾病支援制度	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、もしくは所定の手術を受けられたとき、100万円・200万円・300万円をお支払いします。 (主契約) 特約を付加することにより7大疾病および上皮内新生物を保障します。	一時払退職後 傷害保険 (保険期間10年間)
傷害総合保険	不慮の事故による入院・通院・手術等をされた場合、保険金をお支払いします。その他にも、賠償責任保険金、介護保険金や携行品損害保険金の給付もあります。	
所得補償保険	ケガ、または病気によって就業不能(治療のため入院または自宅療養)になった場合、お支払い対象となります。 ●本人および有職の配偶者が加入できます。 ●無事故の場合は、掛金の20%をお返しします。 ●医師の指示による自宅療養期間も、保険のお支払い対象です。 ●入院による就業不能は、1日目からお支払いします。	

一般の15%引

「生活サポートプラン」は退職後も 保険年齢69歳まで継続加入することができます!

退職後継続手続きの流れ



【お願い】

今年度末でご退職されるご加入者の方は、継続の意思確認が必要となります。
つきましては、以下の手順にてお手続きをお願いします。

- ①所属所の共済組合事務担当課またはエル・サポート・福井(TEL:0776-28-0413)までご連絡をお願いします。
- ②所属所に制度推進員がPR期間中訪問しますので、お手続きをお願いします。

【ご注意】

退職後継続加入の取扱いは、退職年度の3月末日時点で満50歳以上の方に限ります。

※令和元年度中(平成31年4月1日～令和2年3月31日)に退職される場合、令和2年3月31日時点で満50歳以上の方が退職後継続可能です。

ご案内スケジュール(予定)

令和元年	10月下旬	●「所得補償保険」更新PR開始
	11月初旬	●「生活サポートプラン」・「医療保障保険」・「三大疾病支援制度」 「傷害総合保険」・「Wide医療」
		更新PR開始 ※所属所に制度推進員が訪問し、ご案内を行います。
	12月13日(金)	●「生活サポートプラン」・「医療保障保険」・「三大疾病支援制度」 「傷害総合保険」・「Wide医療」・「所得補償保険」
		申込締切日
令和2年	4月1日(水)	●更新日

各制度の内容につきましては、
募集時に配布いたしますパンフ
レットをご参照ください。

MY-A-20-他-000142 MYG-A-19-LF-476

福井県市町村職員共済組合 保険事務取扱



有限会社 エル・サポート・福井

〒910-0004 福井市宝永3丁目3番13号
田中ビル1F
TEL (0776)28-0413
FAX (0776)21-9982

LIFE SUPPORT

保険募集業務にかかる個人情報の第三者提供について

共済組合が取り扱っている保険につきましては、共済組合と明治安田生命保険相互会社、明治安田損害保険株式会社及び損害保険ジャパン日本興亜株式会社との間で締結した団体保険契約に基づき実施しています。また、共済組合との業務委託契約により有限会社エル・サポート・福井が保険業務を行っています。

共済組合は皆様の個人情報について、今秋予定しております生活サポートプラン等の保険募集業務のため、適切な安全管理のもと、必要な範囲内で保険会社等に提供(第三者提供)させていただくと同時に、当該情報を保護するために厳正な取扱いを行います。

また、保険会社等に対しては、提供された個人情報の漏洩防止や目的以外の利用を行わないよう義務付け、厳重な管理、指導に努めます。

● 共済組合の取り扱う保険

ア. 生活サポートプラン	イ. 医療保障保険(医療特約)	ウ. Wide医療	エ. 三大疾病支援制度
オ. つなぎ積立年金	カ. 傷害総合保険	キ. 所得補償保険	ク. ゴルファー保険
ケ. 団体地方公務員賠償責任保険	コ. 一時払退職後終身保険	サ. リレー定期	シ. 退職後医療保障保険
ス. 退職後三大疾病支援制度	セ. 一時払退職後傷害保険		

● 共済組合が保険会社等に提供を行う個人データ

- ア. 組合員各位の所属所番号、組合員証番号、氏名、性別、生年月日、部課署コード、職員番号
- イ. 組合員各位の転出・転入情報
- ウ. 組合員各位の資格取得・資格喪失・退職予定情報

● 情報提供の手段

文書、共済組合が編集・加工した電磁的記録媒体の送付

● 団体保険契約の申込書及び請求書に記載されている個人情報の取り扱い

利用目的	共済組合から保険会社等に提供される個人データ	情報提供の手段
団体保険契約の事務手続き	保険金請求時の必要書類に記載される個人データ (戸籍謄本に記載される氏名・続柄・本籍地等、住民票に記載される氏名、続柄等)	加入申込書、保険金請求書、戸籍謄本等、共済組合へ提出された書類を送付により提供

個人情報提供の停止

以上の保険業務遂行にかかる皆様の個人情報を保険会社等に対し提供することに同意されない場合は、お申し出により提供を停止しますので、共済組合あてご連絡ください。共済組合の個人情報保護に関する規定に従い対応させていただきます。

なお、この場合は各保険のご案内ができなくなりますので、あらかじめご承知おきください。

※上記「保険会社等」とは、明治安田生命保険相互会社、明治安田損害保険株式会社、損害保険ジャパン日本興亜株式会社及び有限会社エル・サポート・福井の4社をいいます。



電話相談

「健康相談ハローふくい 24」

<フリーダイヤル> (ハロー みんなの ふくい)
0120-86-3-291

- ★ 健康・医療・介護・育児・メンタルヘルスに関する相談に、それぞれの専門医師・保健師・助産師・看護師が**24時間年中無休体制**でアドバイスします。どんな些細な悩みでもお気軽にご相談ください。

何度でも無料で相談できます!



- ★ メンタルヘルスのご相談の場合、希望によりカウンセラーのご紹介・予約を行います。
H31/4/1より、電話で同じカウンセラーが継続して相談対応する「電話継続カウンセリング」が利用できるようになりました!
(面談及び電話継続カウンセリングは年間5回まで無料)

Eメール相談「ハロー メール相談」

Eメールでもご相談頂けます!

- ★ 24時間以内に発信アドレスあて回答します。(ご相談内容によっては多少回答に時間を要する場合があります。)
- ★ 福井県市町村職員共済組合のホームページからアクセスできます。 <http://www.fukui-kyosai.jp/>
または、下記のURLから「ハローメール相談」のホームページを開いてください。

- 総合的な健康相談アドレス
<http://www.t-pec.co.jp/z-mail/hellomail/index.html>
▶▶ ユーザー名: hellomail パスワード: soudan
- メンタルヘルス専用アドレス
<http://www.t-pec.co.jp/z-mental/fukui/index.html>
▶▶ ユーザー名: 863291 パスワード: 863291

<お問合せ先 健康管理課>



最近の越路はどうですかー？

1 浴場の洗い場が 快適になりました

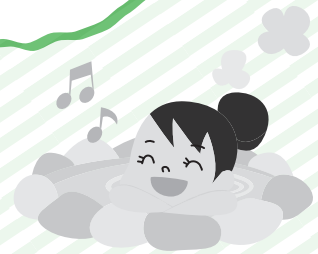
洗い場がセパレート式になりました。
お湯の飛び跳ねの心配が減って、のびのび。



2 全客室で Wi-Fiが使えます



3 通年、 生ビールがあります



4 テーブル・椅子席での お食事もできます

少人数から約40名様まで対応可能です。
テーブル・椅子の数に限りがありますので、
ご予約の際にご確認ください。



5 ご朝食のミニバイキングが なくなり、お子様の ご朝食が 2種類になりました!

ご夕食が小学生セットのお子様は
小学生朝食に、ご夕食が幼児セットの
お子様は幼児朝食となります。



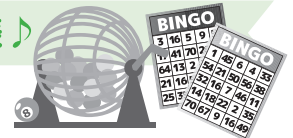
小学生朝食(イメージ)



幼児朝食(イメージ)

♪夏の人気イベント ビンゴゲーム大会・お菓子すくいの模様♪

☀☀☀☀ 今年の夏もたくさんの笑顔に会えました! ☀☀☀☀
来年の夏もみなさまのご来館をお待ちしております。



ビンゴゲーム大会



1等から参加賞までハズレなし



お菓子すくい

※保護者の方のご了承を得て掲載しております。



忘新年会は越路で



定番の会席膳や仲間同士で囲んでホクホクする「鍋料理」など、リーズナブルで豪華な宴会をお楽しみください。忘新年会はぜひ越路へ！



幹事さん安心の
飲み放題もあります！

男性**2,300円**／女性**1,800円**(税込)

◎制限時間2時間
※瓶ビール、日本酒、焼酎、ソフトドリンクが対象となります。



花コースイメージ



かにちり鍋セットイメージ

お料理	閑散期	通常期	繁忙期
花コース	12,800円	13,500円	14,600円
月コース	11,600円	12,300円	13,400円
風コース	10,400円	11,100円	12,200円

お料理	閑散期	通常期	繁忙期
かにちり鍋セット	14,000円	14,700円	15,800円
すきやきセット	12,800円	13,500円	14,600円
しゃぶしゃぶセット	12,800円	13,500円	14,600円
よせ鍋セット	11,600円	12,300円	13,400円

各料金は、
1泊2食(税・サ込み)の金額です。

福井県市町村職員共済組合の組合員及びそのご家族の方が「直営保養所利用助成券」を使用された場合、1泊2食の料金から閑散期及び通常期は4,000円(繁忙期は3,500円)が助成されます。

※鍋料理は2名様以上で承ります。
※よせ鍋は10月から、かにちり鍋は11月からとなります。

おすすめ別料理メニュー



新鮮魚介の舟盛り

- ◎ 舟盛り(6~8人前) 18,000円
- ◎ 造り盛り合わせ(1人前) 2,000円
- ◎ 和風ステーキ(サラダ付) 3,500円
- ◎ あわびの踊焼き 3,500円
- ◎ 鳥唐揚げ 1,000円
- ◎ フルーツの盛り合わせ 3,000円

各料金は税・サ込み

他にもメニューがございます。どうぞお問い合わせください。
※別料理のご注文は宿泊日の二日前までお願いいたします。



和風ステーキ



あわびの踊り焼き

各プランの詳細、空室状況は**お電話**または**ホームページ**で

福井県市町村職員共済組合保養所

TEL:0776-77-3151
HP▶<http://www.koshiji.biz/>

越路